

令和6年度輸送の安全に関する方針等について

1. 輸送の安全に関する基本方針について

- (1) 理事長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、当法人において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、職員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan・Do・Check・Act) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 令和6年度輸送安全計画について

- (1) 内部研修の実施 (毎月1回実施)
 - ①関係法令に関する事項
 - ②利用者保護に関する事項
 - ③介護技術の質の向上に関する事項
 - ④安全意識向上のための危険予知に関する事項
 - ⑤感染症対策の取り組みに関する事項
- (2) 独立行政法人自動車事故対策機構が実施する研修等への参加
 - ①一般乗用旅客事業及び自家用有償運送関係運転者の適正診断の実施と診断結果の助言指導
 - ②運行管理者法令に基づく新規・更新研修の受講
- (3) 点呼
運行管理者等によるアルコール検知器を使用した対面点呼時の健康・疲労・体調チェックを確実に行う。
- (4) 防衛運転
周囲の状況を常に観察し、状況判断を適確に行い、安全走行を目指す。
- (5) 安全機器等の導入
ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット情報の全社共有、また危険予知トレーニングの実施による運転手の危険回避意識を共有する。
- (6) 内部監査体制
輸送の安全に関する内部監査を年2回実施する。
- (7) 職員の健康管理、労務管理の徹底
乗務員の健康診断の確実な実施及び必要に応じて健康スクリーニングを行い、健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。

3. 令和6年度輸送の安全に関する目標について

- (1) 輸送の安全に関する目標
 - ①重大事故 (自動車事故報告規則第2条に規定する事故) 0件
 - ②その他事故 (重大事故を除く有責・無責の事故) 0件

以 上